



2020（令和2）年の介護保険法改正について正しいものはどれか。2つ選べ。

- 1 国及び地方公共団体は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現に資するよう努めなければならないこととされた。
- 2 市町村は、地域ケア会議を置くように努めなければならないこととされた。
- 3 高齢者と障害児・者が同一の事業所でサービスを受けやすくするための共生型サービスが創設された。
- 4 厚生労働大臣は、要介護者等に提供されるサービスの内容について調査及び分析を行い、その結果を公表するよう努めるものとされた。
- 5 一定以上の所得がある第1号被保険者の介護給付及び予防給付の利用者負担割合が3割とされた。

1 ○

2020（令和2）年の介護保険法改正に伴い、国及び地方公共団体は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現に資するよう努めなければならないこととされた。

2 ×

2014（平成26）年の介護保険法改正に伴い、地域ケア会議が配置された。

3 ×

2017（平成29）年の介護保険法改正に伴い、共生型サービスが創設された。

4 ○

2020（令和2）年の介護保険法改正に伴い、厚生労働大臣は、要介護者等に提供されるサービスの内容について調査及び分析を行い、その結果を公表するよう努めるものとされた。

5 ×

一定以上の所得がある第1号被保険者の介護給付及び予防給付の利用者負担割合が3割とされたのは、2017（平成29）年の介護保険法改正である。なお、実施については2018（平成30）年8月からである。